

厚生労働行政推進調査事業費補助金(肝炎等克服政策研究事業)
分担研究報告書

肝炎医療コーディネーターの活動調査と有効活用に関する研究

分担研究者:坂本 穰・山梨大学医学部附属病院肝疾患センター・准教授

研究要旨: 肝炎対策、とくにウイルス肝炎検査受検、受診、受療の各段階の問題点を解決するため、肝炎医療コーディネーターの役割の重要性が指摘されている。しかしこれまで、養成対象者や養成方法あるいは、資格取得者の担うべき役割や機能は必ずしも明確ではなく、県によっても統一した基準がなかった。そこで、2017(平成 29)年、厚生労働省から「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について(通知)」が発出されたが、その活動実態は必ずしも明らかではなかった。そこで本研究では現在までに養成されてきた当県の「肝疾患コーディネーター」の活動の実態をアンケート調査するとともに、現在当県でも行っている取り組みを検証し、全国展開もしくは、肝炎医療コーディネーターの活動指針に盛り込めるか否かを検討した。この結果、当県では、当初、市町村担当者を保健所職員を対象に養成を開始し、現在も肝疾患の担当となった際に資格取得を推奨しているため、全体の半数が、保健所を含めた行政担当者であった。しかし、アンケート調査では、「実際に活動している」と回答した者は 11%に過ぎなかった。ただし、多くは資格取得時も現在も関連部署に所属し、資格が役立っていると回答していることから、特段「コーディネーター」として活動しているといった自覚はないものの、何らかのかたちで活動していることが示唆された。また実際に、相談会をはじめとした各種の事業で肝疾患コーディネーターが活躍しており、役割や機能を明確にすることで、肝疾患コーディネーターとしての資格や知識・技能を十分発揮できる可能性が示された。このためには、全国で展開可能な資材やテキストを作成するとともに、好事例を蓄積し、ノウハウと共有することが必要と思われた。

研究協力者

山梨大学医学部附属病院肝疾患センター
看護師(相談員)有園晶子
看護師(相談員)石黒博子

A. 研究目的

肝炎対策、とくにウイルス性肝炎対策において、肝炎ウイルス検査受検、受診、受療の各段階においてそれぞれの問題点が指摘されている。この問題点を解決するため、肝炎医療コーディネーターの役割の重要性が指摘されている。当院では平成 21(2009)年度から、山梨県と協働して、「肝疾患コーディネーター」を養成してきた。一方、改正された基本指針においても肝炎の予防及び医療に携わる人材として肝炎医療コーディネーターの活躍が期待され全国で養成されている。しかしその役割は明確ではなく、活動の実態も明らかではない。そこで、本研究では、現在までに養成されてきた当県の「肝疾患コーディネーター」の活動の実態を調査するとともに、現在当県でも行っている取り組みを検証し、全国展開もしくは、肝炎医療コーディネーターの活動指針を検討した。

を養成してきた。一方、改正された基本指針においても肝炎の予防及び医療に携わる人材として肝炎医療コーディネーターの活躍が期待され全国で養成されている。しかしその役割は明確ではなく、活動の実態も明らかではない。そこで、本研究では、現在までに養成されてきた当県の「肝疾患コーディネーター」の活動の実態を調査するとともに、現在当県でも行っている取り組みを検証し、全国展開もしくは、肝炎医療コーディネーターの活動指針を検討した。

B. 研究方法

1) 山梨県における「肝疾患コーディネーター」の活

動状況に関するアンケート調査

2009(平成21)年から2017(平成29)年までに山梨県肝疾患コーディネーター資格を取得した351名にアンケートを郵送し、無記名で返信、回答を得て集計した。

2) 実際の活動状況の実態と検証

当県では、肝疾患コーディネーターを、相談会での相談者としての起用のほか、各種事業での積極的参加と起用・活用を行っている。また本年からは「仕事と療養の両立支援」への取り組みへの開始している。そこで現在の活動状況のと実態を検証した。また、資格取得者を対象とした、スキルアップ講座についても検討した。

(倫理面への配慮)

調査にあたっては、個人情報に十分配慮した。アンケート調査に関しては山梨大学医学部倫理委員会の承認を得た(承認番号1718)。

C. 研究結果

1) 山梨県における「肝疾患コーディネーター」の活動状況

アンケートは、肝疾患コーディネーター養成講習会受講申し込み時の住所、ネットワーク集会参加者は登録住所に郵送し、無記名で返信、集計した。回収率は58.4%(205/351)であった。

回答者の属性は、保健師は37%、看護師が22%と大多数を占めたが、他の臨床検査技師、薬剤師、栄養士など医療職のほか、社会保険労務士やMSWなども含まれていた。また、所属先は、市町村など行政機関が38%、保健所が12%と合わせて50%が行政担当者であり、拠点病院が23%、拠点病院以外の医療機関・診療所が19%であった。また、検診機関や薬局などに所属しているものも含まれて

いた。

山梨県肝疾患コーディネーターアンケート 1

- ✓ 対象：平成21(2009)年～平成29(2017)年までの山梨県肝疾患コーディネーター取得者計351名
- ✓ 方法：受講申し込み時の住所(所属先または自宅)、ネットワーク集会参加者は登録住所に2018年2月にアンケートを郵送、無記名で返信・集計
- ✓ 回収率：58.4%(205/351)

回答者属性



しかし、所属は転勤などに伴い異動があるため、資格取得時と現在の職場について回答を求めたところ、取得時は肝疾患に関わる職場であり、現在も関連しているものは53%にとどまり、新たに肝疾患に関連した部署に異動になったものを含めても55%が、現在関連部署に所属していた。また、取得の動機は、「仕事や業務に生かすため」や「上司や職場の指示など勧められた」のが79%を占めていた。

山梨県肝疾患コーディネーターアンケート 2

コーディネーター資格と活動



しかし、実際にコーディネーターとして活動している者は11%で、「活動はしていないが資格が役立っている」と回答した者は34%に上り、「活動していない」と回答した者は55%に上った。ただし、多くは資格取得時も現在も関連部署に所属し、資格が役立っていると回答していることから、特段「コーディネーター」として活動しているといった自覚はないものの、

何らかのかたちで活動していることが示唆された。また、活動内容は多岐にわたり、肝炎患者の「受検」「受診」「受療」のほか、患者・家族の精神的支援や、社会資源の活用など広く活動している実態が明らかになった。また、活動するために必要なこと、必要な資材などについても、様々な意見が収集された。

実績は以下のとおりである。

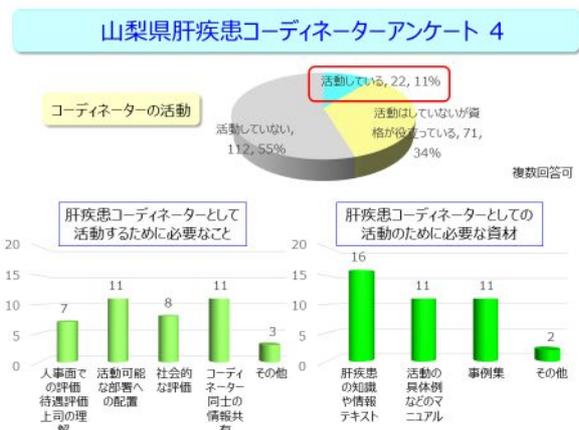
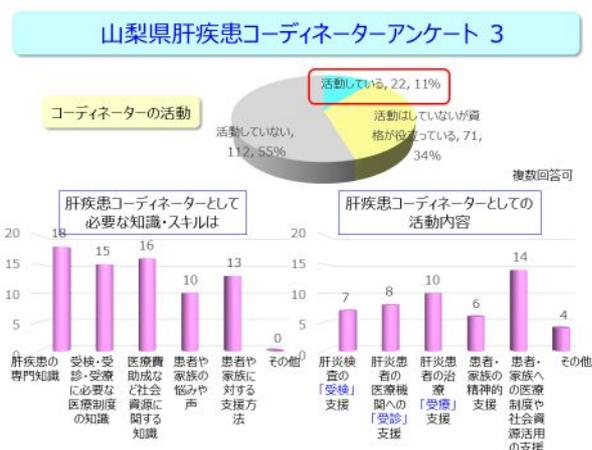
第1回:平成29年10月18日(水)、相談者:1名
社会保険労務士、弁護士、臨床検査技師

第2回:平成29年11月15日(水)、相談者:5名
社会保険労務士、弁護士、栄養士

第3回:平成29年12月13日(水)、相談者:2名
社会保険労務士、弁護士、MSW

第4回:平成30年1月17日(水)、相談者:6名
社会保険労務士、弁護士、薬剤師

第5回:平成30年2月15日(木)、相談者:4名
社会保険労務士、弁護士、看護師



また、院外では「**肝ぞうなんでも相談会**」として、医師をはじめとした肝疾患コーディネーター資格を有する多職種による相談会を開催しているほか、市民公開講座に併設して相談会を開催した。本年度の実績は以下の通りである。

第1回:平成30年2月3日(土)14:00～16:00、
会場: 韮崎市市民交流センターNICORI

対応者: 医師 1 名、保健師、社会保険労務士、臨床検査技師、弁護士

相談者: 5 名

第2回:平成30年3月4日(日)13:30～14:30、
会場: アピオ甲府

対応者: 医師(肝臓専門医 3 名)、保健師、臨床検査技師、MSW 各 1 名、社会保険労務士、弁護士 相談者: 36 名

市民公開講座開催時(平成28年9月2日)の、かんぞうなんでも(ミニ)相談会

対応者: 医師 2 名

相談者: 10 名

2) 肝疾患コーディネーターの活動

相談会での相談者としての起用と活動

当院では、院内で、「肝ぞう・がん相談会」を開催しており、各回とも院内の肝疾患コーディネーター資格を有する、看護師・薬剤師・臨床検査技師・栄養士・MSWなどを相談者に起用している。このほか、院外から各回、弁護士・社会保険労務士・ハローワーク相談員を招聘して相談にあたっている。各回の


無料

肝臓なんでも相談会

日時：平成30年3月4日（日）
13:30～15:30（受付13時～）
場所：アピオ甲府 本館3階 王朝の間
（中巨摩郡昭和町西条3600）

肝臓病のことでお困りの方、
 病気のこと、治療のこと、医療費のこと、しごとのこと、
 肝炎訴訟のこと、日常生活について等
 医師、弁護士、社会保険労務士、保健師等
 肝疾患コーディネーターが
 なんでもご相談に応じます。プライバシーは厳守いたします。

B型肝炎の給付金の手続きは
もつお済みですか。
弁護士も相談に応じます。



主催 山梨大学医学部附属病院肝疾患センター
 連絡先 山梨県中央市下河原1110 電話 055-273-1111
 後援 山梨県

この事業は厚生労働省が行う「肝炎患者の就労に関する総合支援モデル事業」の一環で行われています



肝疾患の悩み
専門家が助言

昭和で相談会
山梨大付属病院肝疾患センター（坂本穰センター長）は4日、昭和・アピオで「肝臓なんでも相談会」を開いた。医師と弁護士、社会保険労務士、保健師らがブースに分かれ、無料で対応。来場者は病気や治療に関する疑問、B型肝炎の訴訟や給付金に関する相談、仕事と治療の両立などについて、専門家のアドバイスを受けていた。写真：厚生労働省のモデル事業の一環で開催。井上泰輔副センター長は「多職種連携によって患者の幅広い悩み事に対応すること、患者や家族が前向きに病気に向き合う機会としたい」と話していた。

肝疾患の悩み
専門家が助言

昭和で相談会
山梨大付属病院肝疾患センター（坂本穰センター長）は4日、昭和・アピオで「肝臓なんでも相談会」を開いた。医師と弁護士、社会保険労務士、保健師らがブースに分かれ、無料で対応。来場者は病気や治療に関する疑問、B型肝炎の訴訟や給付金に関する相談、仕事と治療の両立などについて、専門家のアドバイスを受けていた。写真：厚生労働省のモデル事業の一環で開催。井上泰輔副センター長は「多職種連携によって患者の幅広い悩み事に対応すること、患者や家族が前向きに病気に向き合う機会としたい」と話していた。

平成 30(2018)年 3月 7日山梨日日新聞

肝臓病教室講師としての活動

平成 30(2018)年 3月 8日に当院消化器内科病棟で行った肝臓病教室の講師として、資格取得した病棟看護師を講師として起用した。

仕事と療養の両立支援への取り組み

本年度は、山梨県・山梨労働局・山梨産業保健総合支援センターとの共催で「職域における健康対策セミナー」を開催し、東海大学の立道昌幸教授の基調講演ののち、肝疾患コーディネーターによるパネルディスカッションを開催した。

肝疾患コーディネータースキルアップ講座とネットワーク集会

これまで同様、肝疾患コーディネーター養成事業を開講し、全 8 回の講義ののち、試験を行い合格者 34 名に認定書を交付した。これにより、総認定者 351 名(平成 21 年度からの合計)となった。また、平成 30(2018)年 2 月 17 日(土)に山梨県甲府市で開催した肝疾患コーディネータースキルアップ講座およびネットワーク集会、平成 30(2018)年 3 月 18 日(日)静岡市で開催した山梨県・静岡県合同肝炎コーディネーター技能向上セミナーのを開催した。

(1)肝疾患コーディネータースキルアップ講座およびネットワーク集会

平成 30(2018)年 2 月 17 日(土)

会場：アピオ甲府(山梨県昭和町)

基調講演「肝炎の最近の話題」(坂本穰)

講演 2:山梨県の肝炎対策(浅山光一:山梨県健康増進課)

講演 3:ファイブロスキャンとは(辰巳明久:市立甲府病院)

グループワーク(ディスカッション)

グループ 1:肝炎対策において肝疾患コーディネーターが果たすべき役割とは

グループ 2:肝疾患コーディネーターのプレゼンスを高めるには

グループ 3:肝疾患コーディネーターに必要なものと

は(スキル、資材、資格、…)

出席者:43名

本研修会では、肝疾患に関する新たな知識の習得とともに、肝硬度測定機器 FibroScan の実体験や、グループディスカッションを通じて、肝疾患コーディネーターの在り方や求められる姿などの意見を出し合い、共通認識を高めるとともに、現在の制度の問題点を指摘することに成功した。



(2) 山梨県・静岡県合同肝炎コーディネーター技能向上セミナー(アヴィ合同会社主催)

平成 30(2018)年 3 月 18 日(日)

会場:ホテルアソシア静岡(静岡市)

特別講演「肝炎の受検・受診・受療における多職種連携の重要性」池田房雄先生(岡山大学消化器内

科)

「肝炎コーディネーターの活動について」

難波志穂子先生(岡山大学 新医療開発センター)

グループディスカッション、ワークショップ

出席者:17名

この講習会は、当県では、初めて他県同士のコーディネーターと意見交換することを目的開催したもので、自身の居住する地域の問題点を把握するとともに他県の活動を知ること、新たな活動の参考とすることに成功した。

D. 考察

肝炎医療コーディネーターの役割の重要性がこれまで指摘されてきたが、その実態は必ずしも明らかではなかった。これは、養成対象者や養成方法、あるいは肝疾患コーディネーターの役割について必ずしも一定の見解が得られていなかったことによる。このため各県で、独自にカリキュラムを策定し、独自の方法で養成・認定してきた歴史がある。当県では、全国に先駆けいち早く「肝疾患コーディネーター」養成に取り組んできたが、これとて本県独自のもので、全国展開可能なものではと言えない。そこで本研究では、これまで養成してきた本県の肝疾患コーディネーターの実態についてアンケート調査により活動調査を行うとともに実際の活動を検証した。その結果、当県では、当初市町村担当者や保健所職員を対象に養成を開始し、現在も肝疾患の担当となった際に、取得取得を推奨しているため、全体の半数が、保健所を含めた行政担当者であった。しかし実際に、活動していると回答した者は 11%に過ぎなかった。しかし、多くは資格取得時も現在も関連部署に所属し、資格が役立っていると回答していることから、特段「コーディネーター」として活動しているといった自覚はないものの、何らかのかたちで活動して

いることが示唆される。これは、行政の窓口や保健所での相談や案内にも反映していると思われる、今後役割や機能を明確にすることで、肝疾患コーディネーターとしての資格や知識・技能を十分発揮できる可能性が示された。

一方、肝疾患コーディネーターとして活躍されている方々は、相談会の対応者や一般・医療従事者に対象の種々の事業に積極的に参加しており、今後重要になる、仕事と治療の両立支援や、肝硬変・肝癌への重症化予防事業への積極的な参加への可能性も高いと考えられた。しかし、現在まで、肝疾患コーディネーターの役割や機能が必ずしも明確ではないことから、本研究班で機能を明確にし、全国で展開可能な資料やテキストを作成するとともに、好事例を蓄積し、ノウハウと共有することが必要と思われた。

E. 結論

肝炎医療コーディネーター(肝疾患コーディネーター)の活動実態を明らかにすることができた。本県では行政担当者を養成してきた歴史から、現在のコーディネーターの約半数が保健所を含む行政担当者であり、多くの者が資格や知識を役立てて活動しているものと思われた。また、実際に相談会などでも活動しており、今後役割や機能を明確にすることで資格や知識・技能を十分発揮できる可能性が示された。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

- (1) 坂本穰、有園晶子、榎本信幸、各都道府県における肝疾患対策の取り組みの現状 山

- (2) 梨県、肝臓クリニカルアップデート 3(2)、235-240、2017
- (3) 坂本穰、榎本信幸、ファイブスキャンの臨床的意義と実地での活用法、消化器・肝臓内科、2(4)、430-433、2017
- (4) 坂本穰、榎本信幸、C型肝炎治療の現状と今後の展開、残された課題、日本内科学会雑誌 107(1)、38-43、2018
- (5) 坂本穰、世界からC型肝炎を根絶させるためのGlobalな取り組み - わが国から世界へ -、肝胆膵 76(2)、301-306、2018

2. 学会発表

- (1) 坂本穰、佐藤光明、榎本信幸、C型肝炎根絶のための課題と検証、第53回日本肝臓学会総会(シンポジウム)、2017/6/9、広島
- (2) 坂本穰、佐藤光明、榎本信幸、肝癌抑止を目指したC型肝炎治療の現状と課題、第103回日本消化器病学会総会(シンポジウム)、2017/4/20、東京

H. 知的所得権の出願・登録状況

なし

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

作成上の留意事項

1. 「A. 研究目的」について
 - ・厚生労働行政の課題との関連性を含めて記入すること。
2. 「B. 研究方法」について
 - (1) 実施経過が分かるように具体的に記入すること。
 - (2) 「(倫理面への配慮)」には、研究対象者に対する人権擁護上の配慮、研究方法による研究対象者に対する不利益、危険性の排除や説明と同意(インフォームド・コンセント)に関わる状況、実験に動物に対する動物愛護上の配慮など、当該研究を行った際に実施した倫理面への配慮の内容及び方法について、具体的に記入すること。倫理面の問題がないと判断した場合には、その旨を記入するとともに必ず理由を明記すること。

なお、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号)、遺伝子治療等臨床研究に関する指針(平成27年厚生労働省告示第344号)、厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月1日付厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知)及び申請者が所属する研究機関で定めた倫理規定等を遵守するとともに、あらかじめ当該研究機関の長等の承認、届出、確認等が必要な研究については、研究開始前に所定の手続を行うこと。
3. 「C. 研究結果」について
 - ・当該年度の研究成果が明らかになるように具体的に記入すること。
4. 「F. 健康危険情報」について
 - ・研究分担者や研究協力者の把握した情報・意見等についても研究代表者がとりまとめて総括研究報告書に記入すること。
5. その他
 - (1) 日本工業規格A列4番の用紙を用いること。
 - (2) 文字の大きさは、10～12ポイント程度とする。

